

社会福祉法人 長岡京市社会福祉協議会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、長岡京市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 老人居宅介護等事業の経営
- (9) 老人デイサービス事業の経営
- (10) 一般相談支援事業の経営
- (11) 特定相談支援事業の経営
- (12) 障害児相談支援事業の経営
- (13) 障害福祉サービス事業（居宅介護・行動援護・重度訪問介護）の経営
- (14) 移動支援事業の経営
- (15) 福祉相談事業
- (16) 生活福祉資金貸付事業
- (17) 小口資金貸付事業
- (18) 暮らしの資金貸付事業
- (19) 福祉サービス利用援助事業
- (20) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を京都府長岡京市東神足2丁目15番2号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員24名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散

(13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の数)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 15名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第26条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第5章 顧問

(顧問)

第27条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員任期に準ずる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会員

(会員)

第34条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第8章 委員会

(委員会)

第35条 この法人に委員会を置く。

2 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 委員会に関する規程は、評議員会において別に定める。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第36条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員を置き、会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第10章 資産及び会計

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 5,000,000円

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第46条に掲げる公益を目的とする事業及び第47条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第38条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、長岡京市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長岡京市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会及び評議員会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第42条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第43条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第45条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

第11章 公益を目的とする事業

(種別)

第46条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業の経営
- (2) 地域福祉センターの経営
- (3) 総合生活支援センターの経営
- (4) 地域包括支援センターの経営
- (5) 地域支援事業(介護予防事業)の経営
- (6) 地域支援事業(任意事業)の経営
- (7) 介護職員養成研修事業
- (8) 法人後見事業
- (9) 配食サービス事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び、評議員会の承認を得なければならない。

第12章 収益を目的とする事業

(種別)

第47条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 済生会京都府病院売店の経営
- (2) 自動販売機の設置経営

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び、評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第48条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第13章 解散

(解散)

第49条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第14章 定款の変更

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長岡京市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長岡京市長に届け出なければならない。

第15章 公告の方法その他

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第53条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

◇ 会 長（理事）	小 川 勝 道
◇ 副会長（理事）	小 山 信 一
◇ 同 （理事）	田 村 治 夫
◇ 同 （理事）	大 橋 和 子
◇ 理 事	島 津 尠
	西 村 金 吾
	金 戸 外喜子
	板 垣 京 助
	白 滝 忠 光
	高 橋 三 郎
	坂 口 凉 一
	高 野 宗 次

渡 辺 康 子
小 西 文 子
山 本 ユ リ
高 橋 功
山 本 し げ

◇ 監 事

- 2 平成13年5月25日現在評議員の者の任期は、この定款第16条第1項の規定にかかわらず、平成14年7月31日までとする。
- 3 この定款の改正は、京都府知事の認可のあった日(平成13年5月25日)から効力を生ずる。
- 4 この定款の改正は、京都府知事の認可のあった日(平成15年4月21日)から効力を生ずる。
- 5 この定款の改正は、京都府知事の認可のあった日(平成17年6月28日)から効力を生ずる。
- 6 この定款の改正は、京都府知事の認可のあった日(平成20年11月4日)から効力を生ずる。
- 7 この定款の改正は、長岡京市長の認可のあった日(平成25年6月20日)から効力を生ずる。
- 8 この定款の改正は、長岡京市長の認可のあった日(平成27年4月21日)から効力を生ずる。
- 9 この定款の改正は、長岡京市長の認可のあった日(平成28年4月21日)から効力を生ずる。
- 10 この定款の改正は、長岡京市長の認可のあった日(平成29年4月 1日)から効力を生ずる。。

社会福祉法人現況報告書

平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	市								
法人名	社会福祉法人 長岡京市社会福祉協議会	主たる事務所の所在地	〒 617 - 0832	長岡京市東神足2-15-2	電話番号	075 - 955 - 5601	FAX番号	075 - 952 - 2597	
ホームページアドレス	http://nagaokakyo-shakyo.jp	メールアドレス	info@nagaokakyo-shakyo.jp		設立認可年月日	昭和47年8月8日		設立登記年月日	昭和47年8月30日
代表者	氏名	年齢	住所		職業	就任年月日			
	山下 敏夫	非公表	非公表		農業	平成14年9月1日			

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種						○	
	第二種	障害児相談支援事業	公表	長岡京市神足2-3-1	平成24年6月1日			
老人福祉	第一種						○	
	第二種	老人居宅介護等事業 老人デイサービス事業	公表 公表	長岡京市東神足2-15-2 長岡京市東神足2-15-2	昭和47年8月30日 平成4年2月21日			
障害者福祉	第一種							
	第二種	障害福祉サービス事業	公表	長岡京市東神足2-15-2	平成4年2月21日			
	第一種	特定相談支援事業 一般相談支援事業 移動支援事業	公表 公表 公表	長岡京市神足2-3-1 長岡京市神足2-3-1 長岡京市東神足2-15-2	平成24年6月1日 平成18年10月1日 平成11年10月1日			
その他	第一種	共同募金を行う事業 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	公表 公表	長岡京市神足2-3-1 長岡京市神足2-3-1	平成22年8月1日 昭和47年8月30日			
	第二種	福祉サービス利用援助事業	公表	長岡京市神足2-3-1	平成18年4月1日			
	第一種	他の社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業	公表	長岡京市神足2-3-1	昭和47年8月30日			
	第二種	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施	公表	長岡京市神足2-3-1	昭和47年8月30日			
	第一種	社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助	公表	長岡京市神足2-3-1	昭和47年8月30日			
	第二種	社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業	公表 公表	長岡京市神足2-3-1 長岡京市神足2-3-1	昭和47年8月30日 昭和47年8月30日			

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
	6	長岡京市立地域福祉センターきりしま苑	長岡京市東神足2-15-2	平成24年4月1日	
7	長岡京市立地域福祉センターきりしま苑	長岡京市東神足2-15-2	平成7年4月1日		
9	長岡京市立地域福祉センターきりしま苑	長岡京市東神足2-15-3	平成27年4月1日		
12	(福)長岡京市社会福祉協議会きりしま苑	長岡京市東神足2-15-2	平成12年4月1日		
12	長岡京市東地域包括支援センター	長岡京市神足2-3-1	平成18年4月1日		
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()					
収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
	3	済生会京都府病院売店	長岡京市今里南平尾8	昭和58年7月15日	
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()					
その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
	1	(福)長岡京市社会福祉協議会きりしま苑	長岡京市東神足2-15-2	平成13年4月1日	
	2	長岡京市立地域福祉センターきりしま苑	長岡京市東神足2-15-2	平成5年4月1日	57名
	4	長岡京市立地域福祉センターきりしま苑	長岡京市東神足2-15-2	平成25年6月1日	
	7	長岡京市総合生活支援センター	長岡京市神足2-3-1	平成25年9月1日	1箇所
4	長岡京市総合生活支援センター	長岡京市神足2-3-1	平成27年7月7日	1箇所	
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施					

6 他法人との連携による人材育成事業

7 その他（認知症初期集中チーム 運営事業

）

III 組織

理事	定員		現員		親族等特殊関係者の有無	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数	
	15		15			親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長		その他	理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給		支給なし
	役職	氏名	職業	任期														
会長	山下 敏夫	農業	平成26年9月1日	平成28年8月31日		○		○					○				5	
副会長	山本 弥生	無職	平成26年9月1日	平成28年8月31日					○							○	5	
副会長	春田 忠男	団体役員	平成27年7月1日	平成28年8月31日							○					○	3	
副会長	奥本 和巳	無職	平成27年7月1日	平成28年8月31日					○							○	3	
理事	湯川 明	自営業	平成27年7月1日	平成28年8月31日					○							○	3	
理事	山本 茂喜	無職	平成27年7月1日	平成28年8月31日					○							○	3	
理事	馬本 郁男	医師	平成26年9月1日	平成28年8月31日							○					○	0	
理事	福岡 昭臣	自営業	平成26年9月1日	平成28年8月31日					○							○	4	
理事	木村 俊六	会社役員	平成26年9月1日	平成28年8月31日							○					○	2	
理事	折菰 真由美	無職	平成26年9月1日	平成28年8月31日					○							○	4	
理事	石田 秀樹	会社員	平成26年9月1日	平成28年8月31日							○					○	5	
理事	田村 啓子	法人理事長	平成26年9月1日	平成28年8月31日						○						○	2	
理事	岩間 貞利	会社員	平成26年9月1日	平成28年8月31日							○					○	0	
理事	高木 祐之	無職	平成26年9月1日	平成28年8月31日					○							○	3	
理事	則武 和夫	公務員	平成26年9月1日	平成28年8月31日							○					○	5	
定員		現員																
2		2																
監事	氏名	職業	任期	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数					
				財務諸表等を監査し得る者				社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者		その他							
				公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等	その他								支給あり	支給なし		
福増 久美子	無職	平成26年9月1日	平成28年8月31日							○				○		4		
山田 常雄	公務員	平成27年4月1日	平成28年8月31日				○				○			○		1		

氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員会への出席回数
			親族	他の社会福祉法人の役員	その他		社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表	その他				
森田 清		平成27年7月1日～平成28年7月31日								○						1
桐山 俊宏	無職	平成27年7月1日～平成28年7月31日								○						2
湯川 敏夫	自営業	平成27年7月1日～平成28年7月31日								○						1
奈佐 保	自営業	平成26年8月1日～平成28年7月31日								○						0
吉田 則夫	無職	平成27年7月1日～平成28年7月31日								○						1
正林 真実		平成27年7月1日～平成28年7月31日								○						0
中田 正紀	無職	平成27年7月1日～平成28年7月31日								○						1
植田 利江子	パート	平成26年8月1日～平成28年7月31日								○						3
田中 廣美	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							4
山田 孝二	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							4
網谷 億子	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							4
梶原 幸子	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							3
前田 高志	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							1
藤井 昇二	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							2
西小路 博子	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							0
竹内 節子	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							3
鶴井 義浩	会社員	平成26年8月1日～平成28年7月31日											○			0
藤井 俊一	農業	平成26年8月1日～平成28年7月31日											○			2
西田 道子	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							2
金子 峯太	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							2
山本 敏彦	会社役員	平成27年6月1日～平成28年7月31日											○			2
船倉 哲生	会社員	平成26年8月1日～平成28年7月31日											○			3
釘持 良秀	法人理事長	平成26年8月1日～平成28年7月31日									○					3
藤井 重徳	福祉施設施設長	平成26年8月1日～平成28年7月31日									○					1
山本 昌枝	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							4
境田 潮美	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							3
長谷川 太一	会社役員	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							4
山本 公次	会社員	平成27年6月1日～平成28年7月31日							○							1
小坂 登代美	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							4
安田 俊雄	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							2
三好 俊昭	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							3
高橋 博	法人理事長	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							3
土岐 治夫	無職	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							4
松尾 育代	パート	平成26年8月1日～平成28年7月31日							○							3
柳沢 茂喜	公務員	平成28年4月1日～平成28年7月31日											○			0

評議員

IV 資産管理

平成 年3月31日現在

不動産 の所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況				
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の承認 の有無
基本財産	土地							
	建物							
運用財産	土地							
	建物							
公益事業用財産	土地							
	建物							
収益事業用財産	土地							
	建物							

資金収支計算書

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	会費収入	7,800,000	7,801,347	△ 1,347	
	寄附金収入	121,000	974,905	△ 853,905	
	経常経費補助金収入	67,238,000	68,610,104	△ 1,372,104	
	受託金収入	185,120,000	177,524,849	7,595,151	
	貸付事業収入	4,193,000	3,506,350	686,650	
	事業収入	39,960,000	45,471,551	△ 5,511,551	
	介護保険事業収入	175,649,000	148,935,633	26,713,367	
	障害福祉サービス等事業収入	25,133,000	26,753,890	△ 1,620,890	
	受取利息配当金収入	781,000	882,893	△ 101,893	
	その他の収入	582,000	298,856	283,144	
	事業活動収入計(1)	506,577,000	480,760,378	25,816,622	
	支出				
人件費支出	325,684,000	311,527,357	14,156,643		
事業費支出	79,978,000	79,941,918	36,082		
事務費支出	48,426,000	45,460,791	2,965,209		
貸付事業支出	10,243,000	6,066,350	4,176,650		
助成金支出	20,826,000	21,824,657	△ 998,657		
負担金支出	6,641,000	3,753,340	2,887,660		
その他の支出	0	148,923	△ 148,923		
事業活動支出計(2)	491,798,000	468,723,336	23,074,664		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	14,779,000	12,037,042	2,741,958		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	0	520,000	△ 520,000	
	施設整備等収入計(4)	0	520,000	△ 520,000	
	支出				
	固定資産取得支出	816,000	1,667,652	△ 851,652	
その他の施設整備等による支出	0	6,920	△ 6,920		
施設整備等支出計(5)	816,000	1,674,572	△ 858,572		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 816,000	△ 1,154,572	338,572		
その他の活動による収支	収入				
	事業区分間繰入金収入	25,647,000	0	25,647,000	
	拠点区分間繰入金収入	9,510,000	0	9,510,000	
	サービス区分間繰入金収入	13,744,000	0	13,744,000	
	その他の活動収入計(7)	48,901,000	0	48,901,000	
	支出				
	基金積立資産支出	1,000	0	1,000	
	事業区分間繰入金支出	25,647,000	0	25,647,000	
	拠点区分間繰入金支出	9,510,000	0	9,510,000	
	サービス区分間繰入金支出	13,744,000	0	13,744,000	
その他の活動による支出	13,376,000	10,676,880	2,699,120		
その他の活動支出計(8)	62,278,000	10,676,880	51,601,120		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 13,377,000	△ 10,676,880	△ 2,700,120		
予備費支出(10)	0	-----	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	586,000	205,590	380,410		
前期末支払資金残高(12)	71,957,000	71,963,081	△ 6,081		
当期末支払資金残高(11)+(12)	72,543,000	72,168,671	374,329		

事業活動計算書

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	会費収益	7,801,347	0	7,801,347
	寄附金収益	974,905	0	974,905
	経常経費補助金収益	68,610,104	0	68,610,104
	受託金収益	177,524,849	0	177,524,849
	事業収益	45,471,551	0	45,471,551
	介護保険事業収益	148,935,633	0	148,935,633
	障害福祉サービス等事業収益	26,753,890	0	26,753,890
	サービス活動収益計(1)	476,072,279	0	476,072,279
	費用			
	人件費	322,204,237	0	322,204,237
	事業費	79,941,918	0	79,941,918
	事務費	45,460,791	0	45,460,791
	貸付事業費用	3,476,350	0	3,476,350
助成金費用	21,824,657	0	21,824,657	
負担金費用	3,753,340	0	3,753,340	
減価償却費	2,530,908	0	2,530,908	
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 31,086	0	△ 31,086	
サービス活動費用計(2)	479,161,115	0	479,161,115	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△ 3,088,836	0	△ 3,088,836	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	905,393	0	905,393
	その他のサービス活動外収益	298,856	0	298,856
	サービス活動外収益計(4)	1,204,249	0	1,204,249
	費用			
その他のサービス活動外費用	148,923	0	148,923	
サービス活動外費用計(5)	148,923	0	148,923	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,055,326	0	1,055,326	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	△ 2,033,510	0	△ 2,033,510	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	520,000	0	520,000
	その他の特別収益	61,875	0	61,875
	特別収益計(8)	581,875	0	581,875
	費用			
	国庫補助金等特別積立金積立額	520,000	0	520,000
その他の特別損失	1,504,875	0	1,504,875	
特別費用計(9)	2,024,875	0	2,024,875	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	△ 1,443,000	0	△ 1,443,000	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△ 3,476,510	0	△ 3,476,510	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	83,634,559	0	83,634,559
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	80,158,049	0	80,158,049
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	基金取崩額(15)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(16)	0	0	0
	その他の積立金積立額(17)	△ 893,850	0	△ 893,850
	次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	81,051,899	0	81,051,899

貸借対照表

平成28年 3月31日現在

社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減		当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
流動資産	120,575,280	0	120,575,280	流動負債	48,406,609	0	48,406,609
現金預金	75,622,531	0	75,622,531	事業未払金	45,983,034	0	45,983,034
事業未収金	43,917,119	0	43,917,119	預り金	2,423,575	0	2,423,575
未収補助金	70,651	0	70,651				
商品・製品	924,753	0	924,753				
立替金	40,226	0	40,226				
固定資産	377,914,931	0	377,914,931	固定負債	102,970,510	0	102,970,510
基本財産	5,000,000	0	5,000,000	退職給付引当金	102,970,510	0	102,970,510
定期預金	5,000,000	0	5,000,000	負債の部合計	151,377,119	0	151,377,119
その他の固定資産	372,914,931	0	372,914,931				
機械及び装置	838,824	0	838,824	純資産の部			
車輛運搬具	3,844,230	0	3,844,230	基本金	5,000,000	0	5,000,000
器具及び備品	3,828,522	0	3,828,522	基本金	5,000,000	0	5,000,000
権利	1,000,000	0	1,000,000	国庫補助金等特別積立金	509,168	0	509,168
投資有価証券	29,634,375	0	29,634,375	国庫補助金等特別積立金	509,168	0	509,168
退職手当積立基金預け金	102,970,510	0	102,970,510	その他の積立金	260,552,025	0	260,552,025
ボランティア基金積立資産	44,990,922	0	44,990,922	ボランティア基金積立金	74,769,297	0	74,769,297
ふれまち基金積立資産	37,592,198	0	37,592,198	ふれまち基金積立金	37,592,198	0	37,592,198
福祉事業積立資産	4,400,000	0	4,400,000	福祉事業積立金	4,400,000	0	4,400,000
介護保険積立資産	58,100,000	0	58,100,000	介護保険積立金	58,100,000	0	58,100,000
くらしの資金原資積立資産	51,637,130	0	51,637,130	くらしの資金原資積立金	51,637,130	0	51,637,130
小口資金積立資産	1,443,000	0	1,443,000	備品等購入積立金	32,610,400	0	32,610,400
備品等購入積立資産	32,610,400	0	32,610,400	小口資金積立金	1,443,000	0	1,443,000
その他の固定資産	24,820	0	24,820	次期繰越活動増減差額	81,051,899	0	81,051,899
				(うち当期活動増減差額)	△ 3,476,510	0	△ 3,476,510
				純資産の部合計	347,113,092	0	347,113,092
資産の部合計	498,490,211	0	498,490,211	負債及び純資産の部合計	498,490,211	0	498,490,211

財務諸表に対する注記（社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品一定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため当法人で採用している全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の退職基金制度に基づき当期末における退職金要支給額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

採用する会計基準の変更

当年度より社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日付厚生労働省通知）を採用している。

4. 法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の実施する退職給付制度を採用している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 地域福祉センターきりしま苑拠点（社会福祉事業）

- 「法人運営一般」
- 「災害ボランティアセンター事業」
- 「部会・委員会」
- 「市補助事業（旧）」
- 「配食サービス」
- 「老人福祉活動支援」
- 「身障デイサービス」
- 「高齢者在宅支援ホームヘルプ」
- 「在宅障がい者入浴サービス」
- 「地域人づくり事業（介護福祉）」
- 「通所介護」
- 「訪問介護」
- 「地域生活支援」
- 「障がい者福祉サービス」
- 「社会福祉事業積立金」
- 「ボランティア基金」
- 「ふれあいのまちづくり基金」
- 「長岡京市朗読奉仕員養成事業」

イ 総合生活支援センター拠点（社会福祉事業）

- 「社会福祉大会」
- 「地域福祉活動」
- 「ボランティア事業」
- 「認知症初期集中支援チーム運営受託」
- 「くらしの資金貸付事業」
- 「生活福祉資金貸付事業」
- 「小口資金貸付事業」
- 「共同募金分配事業」
- 「センター市補助事業」
- 「総合相談員事業」
- 「総合生活支援センター受託事業」
- 「障がい者生活支援」
- 「障がい者生活支援（給付）」
- 「福祉サービス利用援助事業」

- ウ 地域福祉センターきりしま苑拠点（公益事業）
 - 「居宅介護等事業」
 - 「きりしま苑受託事業運営管理」
 - 「介護職員初任者研修事業」
 - 「訪問入浴介護事業」
- エ 総合生活支援センター拠点（公益事業）
 - 「地域包括支援事業」
 - 「新予防給付事業」
- オ 済生会売店拠点（収益事業）
 - 「済生会売店」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
合計	5,000,000	0	0	5,000,000

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等により取得した資産の減価償却費のうち国庫補助金等特別積立金にそうとうする31086円を取り崩している

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし 円

計

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし 円

計

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
機械及び装置	2,887,500	2,048,676	838,824
車両運搬具	33,141,834	29,297,604	3,844,230
器具及び備品	34,413,448	30,584,926	3,828,522
合計	70,442,782	61,931,206	8,511,576

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収入金	46,536,859		46,536,859
合計	46,536,859		46,536,859

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第138回利付国債	29,634,375	36,038,820	6,404,445
合計	29,634,375	36,038,820	6,404,445

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事実上 の関係				
該当なし											

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財産目録

平成28年 3月31日現在

社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会

(単位：円)

資産・負債の内訳	金額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	75,622,531
現金 現金手許有高	504,050
普通預金	75,118,481
JA一般 No1078232	7,048,823
京都一般 No477815	367,576
JAボランティア No1114476	248,040
京都ボランティア No3700413	267,903
京都会員会費 No3842469	590,000
JAくらし No1078330	5,990,899
京銀くらし No761333	1,297,232
JA小口資金 No1650307	49,008
JA売店 No1089838	2,503,173
京銀売店 No0438437	832,181
JA総合生活支援センター No0024734	2,177,315
京銀総合生活支援センター No4086672	731,568
JA東地域包括 No0024745	22,281,244
京銀東地域包括 No4086680	335,419
JA普通貯金(債券) No4077	144,800
JAきりしま No1677485	3,483,099
京銀きりしま No289264	109,851
JA介護一般 No2553461	16,427,176
京都介護一般 No3842435	368,567
JA介特 No2369466	7,323,617
京介特 No3842451	121,465
JA歳入歳出外現金 No1128523	2,419,525
事業未収金	46,536,859
事業未収金介護保険料	21,826,319
事業未収金利用者負担金	3,459,095
その他	21,251,445
未収金	31,045,543
未収補助金	70,651
商品・製品	924,753
立替金	40,226
流動資産合計	154,240,563
2 固定資産	
(1) 基本財産	
定期預金	5,000,000
基本財産合計	5,000,000
(2) その他の固定資産	
機械及び装置 1台	838,824
車輛運搬具 29台	3,844,230
器具及び備品 84台	3,828,522
権利	1,000,000
投資有価証券	29,634,375
退職手当積立基金預け金	102,970,510
ボランティア基金積立資産	44,990,922
ふれまち基金積立資産	37,592,198
福祉事業積立資産	4,400,000
介護保険積立資産	58,100,000
くらしの資金原資積立資産	51,637,130
小口資金積立資産	1,443,000

資産・負債の内訳		金額
	備品等購入積立資産	32,610,400
	その他の固定資産	24,820
	リサイクル預託	24,820
	その他の固定資産合計	372,914,931
	固定資産合計	377,914,931
	資産合計	532,155,494
II	負債の部	
1	流動負債	
	事業未払金	48,602,774
	その他の未払金	31,045,543
	預り金	2,423,575
	預り金源泉所得税	554,289
	預り金住民税	653,600
	預り金雇用保険料	1,206,534
	預り金その他	4,763
	預り金共同募金	339
	預り金ベット代	4,050
	流動負債合計	82,071,892
2	固定負債	
	退職給付引当金	102,970,510
	固定負債合計	102,970,510
	負債合計	185,042,402
	差引純資産	347,113,092

社会福祉法人 長岡京市社会福祉協議会

平成27年度 監査報告書

- 1 監査の実施日時 平成28年5月18日(水)
午後2時00分から4時

- 2 監査の対象 (1) 平成27年度事業報告書
(2) 平成27年度資金収支計算書
(3) 平成27年度事業活動収支計算書
(4) 平成27年度貸借対照表
(5) 平成27年度財産目録
(6) 平成27年度元帳その他付属明細書資料

- 3 監査結果の概要及び意見
 - (1) 事業の執行状況
事業の報告を求め、厳正に審査した。
 - (2) 予算の執行状況
関係諸帳簿及び証拠書類の提出を求め、厳正に審査した。
 - (3) 会計事務処理状況
収支が確実に記帳されているか、現金・預金等は正確に現有されているか等を厳正に審査した。
 - (4) 平成27年度の事業及び経理状況等を監査した結果、不正、不明はなく、良好に執行されていることを認める。

平成28年5月18日

監 事 福 増 久 美 子 

監 事  